

上 広 第 2 4 5 号

令 和 5 年 2 月 1 3 日

上尾市議会議長 星 野 良 行 様

上尾市長 島 山 稔



請願の送付及び処理の経過並びに結果報告請求について（報告）

令和4年12月28日付け上議第889号で請求のありました標記の事項について、下記のとおり回答します。

記

件 名 請願第21号 上尾市地域公共交通に関する請願

報告事項

高齢者向け移動支援については、歩くことが困難な高齢者に対し、要介護認定を受けている方のうち、見守り等の支援があればタクシーや路線バス、電車等の公共交通機関を利用することができる方は、ホームヘルパーの同行により日常的な外出の介助を受けることができます。

また、伝い歩きしているような方で要支援等に該当する方には、訪問型サービスD事業において、通院や買物などの移動支援を利用することができます。

高齢者がこのようなサービスを受けるためには、その状態に合わせたケアプランが必要なことから、市といたしましては、ケアマネジャー等に対して周知するとともに、訪問型サービスD事業の推進に努めてまいります。

公共交通を利用した移動支援については、すべての市民が安心・安全に、かつ利用しやすい公共交通となるよう、「上尾市地域公共交通計画」を策定し、持続可能な公共交通網の構築と市民のさらなる利便性向上のために様々な施策を掲げ、適宜取り組んでいるところでございます。

現在のところ、多くの市民の皆様が利用されている「市内循環バス“ぐるっとくん”」の利便性の向上を最優先に進めておりまして、先般の上尾市地域公共交通活性化協議会に見直し実施方針（案）を提示し、協議が進められているところでございます。

このようなことから、計画にある「タクシーの利用促進」など、バス輸送を補完する他の施策につきましては、その後に取り組む課題として捉えております。

今後も、本市の地域公共交通の更なる充実を図るために、民間事業者との共存や市の財政負担などを総合的に勘案しながら、順次、施策を推進してまいります。

